

令和元年12月24日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動アシスト自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件
（うち屋外式（RF式）ガスふろがま（LPガス用）1件、
石油ストーブ（開放式）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2件
（うちリチウム電池内蔵充電器1件、電動アシスト自転車1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 12件
（うち照明器具（センサー付）1件、電動アシスト自転車3件、
電気冷暖風機1件、はしご（伸縮式、アルミニウム合金製）1件、
雨戸1件、電気ストーブ（オイルヒーター）1件、エアコン1件、
電気冷蔵庫1件、自転車2件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を
予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

ブリヂストンサイクル株式会社が製造した電動アシスト自転車について
(管理番号：A201900954)

①事故事象について

使用者（70歳代）がブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造した電動アシスト自転車で走行中、転倒し、負傷する事故が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償点検・改修）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、「一発二錠」（※）を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなるおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A201900954）が上記リコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

（※）「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

また、消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、ハンドルロックケースの破損などが原因で誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

※消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表
ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合 計			3,431,138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：2.5%（2019年12月22日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	33	重傷	2014年度	0	—
2018年度	1	重傷	2013年度	0	—
2017年度	2	重傷	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	0	—	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A201900954）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック「一発二錠」の表示窓のラベルの色を御確認ください。

表示窓のラベルが「黒色ラベル」は対象製品となり、「白色ラベル」は対象外製品となります。



<車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



車種表示マーク

AB73L3	車種略号
1D31PA	商品コード
121220	

○ヤマハ発動機ブランドの場合



ヤマハ発動機株式会社	
登録番号	X561-1234567
軽動域用自転車 型式認定番号	交 N04-11
普通自転車 型式認定番号	交 A04-11
防犯登録時は、ヘッドパイプ上側の打刻番号 を使用して下さい。	

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、ハンドルロックのケースが破損しているなど、異常が確認された場合は、直ちに使用を中止してください。なお、事業者は無償点検及び改修を実施していますので、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話 番 号：0120(502)092

受 付 時 間：9時～18時（毎日）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話 番 号：0120(801)309

受 付 時 間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、大江

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900950	令和元年12月7日	令和元年12月19日	屋外式(RF式)ガスふろがま(LPガス用)	GSY-131D	株式会社ノーリツ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から20年以上経過した製品
A201900965	令和元年11月1日	令和元年12月20日	石油ストーブ(開放式)	RX-2918WY	株式会社コロナ	火災	当該製品及び建物2棟を全焼、3棟を類焼する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	宮崎県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月16日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900951	平成29年8月14日	令和元年12月19日	リチウム電池内蔵充電器	PB6CV2C(コストコホールセールジャパン株式会社ブランド)	PQI Japan株式会社 (現 株式会社フォーステックが事業承継) (コストコホールセールジャパン株式会社ブランド) (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品から発煙し、周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	山口県	平成29年8月24日に消費者安全法の重大事故等(バッテリー(携帯端末用))として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年8月14日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意 平成29年5月から自主回収を実施
A201900954	令和元年10月16日	令和元年12月19日	電動アシスト自転車	A6L30	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、転倒し、負傷した。現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月10日 令和元年6月24日からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率: 2.5%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900952	令和元年11月26日	令和元年12月19日	照明器具(センサー付)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和元年12月5日 に消費者安全法の 重大事故等として 公表済 事業者が重大製品 事故として認識した のは令和元年11月 28日 報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し 厳重注意
A201900953	令和元年7月20日	令和元年12月19日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品で走行中、転倒し、左足を負傷し た。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	茨城県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和元年12月 9日
A201900955	令和元年12月15日	令和元年12月19日	電気冷温風機	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生し た。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A201900956	令和元年9月18日	令和元年12月19日	はしご(伸縮式、アルミニウム合金製)	重傷1名	当該製品を使用中、転落し、負傷した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和元年12月 18日
A201900957	令和元年11月27日	令和元年12月20日	雨戸	重傷1名	当該製品を開閉しようとしたところ、右手指を負傷した。当該製品 の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から20年以上 経過した製品 事業者が重大製品 事故として認識した のは令和元年12月 9日
A201900958	令和元年12月18日	令和元年12月20日	電気ストーブ(オイルヒーター)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含 め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201900959	令和元年12月7日	令和元年12月20日	エアコン	火災	当該製品を清掃中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該 製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から10年以上 経過した製品

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900960	令和元年11月20日	令和元年12月20日	電気冷蔵庫	火災	作業場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長崎県	令和元年12月17日に公表した電気冷蔵庫に関する事故(A201900932)と同一 令和元年12月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月10日
A201900961	平成30年12月10日	令和元年12月20日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品で走行中、転倒し、右足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月21日
A201900962	平成27年5月26日	令和元年12月20日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月21日
A201900963	令和元年10月4日	令和元年12月20日	自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走りだそうとしたところ、転倒し、左足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月27日
A201900964	令和元年10月2日	令和元年12月20日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品で走行中、転倒し、右手首を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月26日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

リチウム電池内蔵充電器（管理番号：A201900951）

